

(1) 生活保護における高校生等本人に係る生業補助（高等学校等就学費）措置世帯

番号	書類名	注意事項
①	高知県高校生等奨学給付金受給申請書 (別記第1号様式)	消せるボールペンの使用不可
②	住民票	(1)保護者等及び対象高校生等が属する世帯全ての構成員の住民票で、 ・「続柄」・「世帯全員の住民票である」旨が記載されていること ・<u>個人番号（マイナンバー）が記載されていないこと</u> (2)発行日が申請日から3か月前までのもの (3)住民票のコピーを提出する場合、余白に「<u>原本は〇〇高校（生徒氏名）の書類に添付</u>」と記入してください。
③	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 (別記第2号様式) または 生活保護受給証明書※	(1)令和6年7月1日以降に発行されたもの (2)令和6年7月1日現在の高校生等本人に係る<u>生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できるもの</u> (生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別記第2号様式）） ※生活保護受給証明書に高校生等本人に係る<u>生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況の有無の追記等</u>があり、確認ができる場合は代用可。 ※生活保護受給証明書に高校生等本人に係る<u>生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況に関する記載が無かった場合は、再度保護者等へ措置の有無について確認してください。</u> <u>確認後、生活保護は受給しているが、生業扶助（高等学校等就学費）については措置されていない世帯の場合は、「非課税世帯」となり課税証明書等（注）が必要になります。</u> (注) 提出された生活保護受給証明書で令和6年1月1日現在において「生活扶助」を受けていることがわかる場合は、別途課税証明書等の提出は不要です。 (3)受給者が全員記載されているもの (4)原本を提出してください（コピー不可）
④	諸証明書交付願	
⑤	預金通帳の写し	(1)申請書に記載した、申請者本人名義の通帳であること (2)金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（漢字・カナ表記いずれも必要※）が確認できること ※ 通帳の表紙および見開き部分の写しを提出ください。